

対象拠点	緊急事態宣言対象都府県 北海道、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、広島県、福岡県、沖縄県	まん延防止等重点措置対象の自治体 福島県(いわき市を含む3市)、石川県(金沢市)、香川県(高松市)、熊本県(熊本市)、宮崎県(宮崎市)、鹿児島県(鹿児島市)、宮城県(仙台市)、岡山県(岡山市を含む17市町)	左記以外の地域
指示区分	原則在宅勤務	在宅勤務の推奨	
特別出社実施	あり(部門長による許可が必要) ※在宅勤務率100%を目指す	なし ※在宅勤務率80%を目指す	
就業時間外	・地域の飲食店の自粛状況(営業時間)を参考に、当該時間までのオフィス勤務はできるだけ控えてください。		
会食	(昼食を含めて)会食は原則禁止	不要不急の会食は原則禁止	
	①20時以降の会食を控える ②会食中にもマスクを着用する ③換気、座席間隔、アクリル板設置など感染対策が十分に施された飲食店を利用する ④会食人数は4人までする		
在宅勤務の業務形態	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅勤務とは、営業、管理の各部門に関わらず、拠点へ通勤せずに自宅にて会社が指示する業務を行うことをいいます。 ・お客様の要望やアポイントの許可のある訪問などの営業活動は認めます。 ・アポイントのない客先への訪問は原則禁止とします。 ・訪問の際は、マスク着用、3密環境を作らず感染予防を行ってください。 ・上記の観点から、営業職は、原則、自宅から客先へ直行直帰とします。 ・拠点内での取引先との商談等で来社いただくことは控えてください。 		
重症化リスク社員等(本人・家族)の対応	<p>原則在宅勤務</p> <p>(例外的に通勤する場合は、マイカー通勤や自転車通勤を特別許可)</p> <p>※原則フルリモート</p> <p>※重症化リスクのある従業員等(本人・家族)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・厚生省の定める糖尿病、心不全、呼吸器疾患(COPD等)の基礎疾患がある社員や透析を受けている、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いているなど、罹患したときに重症化の懸念のある従業員。 ・高齢者や上記の基礎疾患のあり重症化の懸念のある家族が同居している従業員。 		
海外への渡航	<ul style="list-style-type: none"> ・海外出張は原則禁止 ・海外からの渡航者との接触やプライベートでの旅行等については、要否を検討してください。 <p>※日本への入国時の対応や渡航先の国での対応は、最新の情報をご確認ください。</p>		